

文教委員会追加資料③

2 所管事務の調査（報告）

(1) 児童家庭相談支援体制の強化に向けた取組について

- ・ 過去3年間の一時保護所から一時保護解除した児童の行き先について

こども未来局

(令和2年2月6日)

過去3年間の一時保護所から一時保護解除した児童の行き先について

平成30年度

一時保護解除人数：441人

【内 訳】

保護者宅への帰宅	289人
親族宅等への帰宅	32人
児童養護施設	41人
児童養護施設以外の施設	39人
里親宅	20人
その他（家庭裁判所送致・他の児童相談所への移送等）	20人

平成29年度

一時保護解除人数：405人

【内 訳】

保護者宅への帰宅	255人
親族宅等への帰宅	27人
児童養護施設	41人
児童養護施設以外の施設	51人
里親宅	11人
その他（家庭裁判所送致・他の児童相談所への移送等）	20人

平成28年度

一時保護解除人数：355人

【内 訳】

保護者宅への帰宅	268人
親族宅等への帰宅	14人
児童養護施設	25人
児童養護施設以外の施設	26人
里親宅	4人
その他（家庭裁判所送致・他の児童相談所への移送等）	18人

保護解除後の行き先「その他」について

その他の内訳は以下のとおりとなっています。

- (1) 児童心理施設への措置入所
- (2) 児童自立支援施設への措置入所
- (3) 障害児施設への措置入所
- (4) その他児童福祉施設への措置入所
- (5) 他の児童相談所等への移送
- (6) 家庭裁判所送致
- (7) 保護者ではない親族宅（祖父母等）の引取り
- (8) 他の児童福祉施設等への一時保護委託